

東小学校 児童用タブレットパソコン使用のルール

(2024/5/30 Ver.3)

タブレットパソコンはみなさんの学習に役立てるための道具です。

みなさんの学習をより豊かにしていくために、タブレットパソコンを上手に活用していくことが大切です。

そこで、『児童用タブレットパソコン使用のルール』を定めました。ルールを守り、タブレットパソコンを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 このルールの対象となる機器

このルールの対象となる機器は、学校から貸し出されるタブレットパソコンです。

2 タブレットパソコンを使う目的

学校で貸し出すタブレットパソコンは、学習活動のために使います。

タブレットパソコンを上手に使い、自分の学習に役立てていきましょう。

3 タブレットパソコンを使用できる人

自分が借りたタブレットパソコンを使用できるのは、本人・保護者及び学校の先生のみです。

人に貸したり、人のタブレットパソコンを借りたりすることはしません。

4 使用するときのルール

タブレットパソコンは学校（町）から借りているものです。

中学校を卒業するまで、同じタブレットパソコンを使います。次に使う人が気持ちよく使えるよう大切に使いましょう。

(1) 使う場面や時間

【学校で使うとき】

- ・学校では授業で使います。
- ・授業時間外で使用する場合は、学級担任の先生など、先生の許可を受けてから使います。
- ・使用後は**ケースに入れて自分のロッカー**に片づけます。

【家庭で使うとき】

- ・家で使用する場合は、使用時間は、
 - ◆低学年(1～3年)は午前9時～午後7時まで
 - ◆高学年(4～6年)は午前9時～午後8時まで とします。
- ・家庭で使用するときは、保護者とよく話し合って家庭のルールを決めて使いましょう。
- ・家庭で保管するときは、保護者の目の届くところに置いておきます。
- ・インターネットを利用するには、家庭のWi-Fi環境で 사용할ことができます。
- ・登下校中は使用しません。

(2) タブレットパソコンを使うときに気を付けること

- ・健康のため、タブレットパソコンを使用するときは、目を画面に近づきすぎないように気をつけたり、ときどき目を休ませたりしましょう。
- ・タブレットパソコンはていねいに扱い、落としたり、水にぬらしたり、重たいものを上にのせたりしないようにしましょう。
- ・タブレットパソコンを持ったまま走ると転んでケガをしたり、落としたりする危険があります。あわてず落ち着いて持ち運びましょう。

- ・タブレットパソコンの画面はタッチパネルになっています。画面は指で操作します。刃物や鉛筆など先のとがったものでこすったり、おしたりしないようにしましょう。
- ・画面をきれいにするときは「柔らかい布」で拭いてください。
- ・タブレットパソコンをキーボードから外したり取り付けたりするときは、無理な力を加えることなく丁寧に扱しましょう。
- ・故障かな？と思われる場合や、壊れたときは、担任の先生に知らせてください。
- ・タブレットパソコンは中学校の卒業時に、学校に返却します。次年度の1年生が使いますので、大切に使うてください。

(3) やってはいけないこと（禁止事項）

学校貸出用タブレットパソコンは学習活動で使うことを目的としていますので、使用しない機能を決めています。また、トラブルを未然に防ぐためにも、次のこと（禁止事項）は絶対にしないようにしてください。

↓勉強したらチェックしましょう（☑） <禁止事項>

- ①自分のタブレットパソコンを人に貸したり、人のタブレットパソコンを借りたり、操作したりすること（教えたりする場合を除く）。
- ②自分のIDやパスワードを人に教えること。
- ③他人のIDやパスワードを利用して使用すること。（不正アクセス行為と言って法律で禁止されています）
- ④タブレットパソコンの設定を学校の許可なく変更すること。
- ⑤タブレットパソコンにシールを貼ったり、文字や絵などを書いたりすること。
- ⑥先生の許可なく、タブレットパソコンを使って、画像や動画を撮影したり、録音したりすること。
- ⑦人が作った作品や、人の顔写真などを本人やその保護者の許可なく使用すること。
- ⑧自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）をインターネット上にあげ、他人が自由に見られる状態にすること。
- ⑨会話機能で相手の心を傷つけたり、相手にいやな思いをさせたりする書き込みをすること。
- ⑩音声、音楽、画像、動画、ソフトウェア、アプリ等を、学校の許可なくダウンロードしたり、アップロードしたりすること。
- ⑪メールの登録、ファイルの配信等を行うこと。
- ⑫ツイッターやFacebook、LINEなど、SNSの登録を行うこと。
- ⑬課金の伴うサービスを利用すること。
- ⑭学校外などから持ち込んだデータを、本体のメモリーや、記録メディアに入れること。
- ⑮学校のネットワーク環境の不正利用やシステム障害などにつながる行為をすること。

5 その他 ～保護者のみなさまへ～

- ・家庭に持ち帰った際のインターネットへの接続については、各家庭のWi-Fi環境が利用できるようご協力をお願いします。
- ・この活用のルールに反した場合や、学校の事情などによりやむを得ない場合は、タブレットパソコンの貸し出しを停止することがあります。
- ・タブレットの破損に対応する保険へ加入（任意）しておくとう安心です。（年度途中でも加入できる保険もあります。）
- ・この使用のルールは、令和6年5月30日現在のものであり、今後、新たなルールが加わったり、ルールの変更があったりした場合はその都度お知らせします。